

長浜市告示第87号

長浜市新生児・妊産婦訪問指導実施要綱（平成22年長浜市告示第137号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1項第2号を削り、同項第3号中「助産師、保健師及び看護師」を「助産師及び保健師」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削る。

別記様式を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。